



管理人報告書(4)

令和2年(2020年)9月16日

広島地方裁判所 民事第四部 御中

管理人弁護士 石口 俊一



同代理弁護士 兒玉 浩生



第1 本手続の開始決定に対する抗告について

本申立は、制限債権者の一部から、本手続の開始決定に対して即時抗告が広島高等裁判所に対してなされ、同裁判所による即時抗告を棄却する決定に対して、最高裁判所に対する特別抗告が申し立てられました。令和2年9月7日現在、この特別抗告に対する判断はなされておられません。

もともと、この手続は、抗告によって手続が停止される扱いにはなりませんので、特別抗告の結論を待たず、進行することとなります。

第2 制限債権の調査

一部の届出債権について、総額を増額する変更届出がありました。広島地方裁判所はこれに対する却下の判断をしませんでしたので、いずれの変更届出についても制限債権の届出として整理しました。

また、届出書に記載の内訳金額の合計が届出債権総額と合致していない場合は、計算間違いと判断して、その大きい額を届出したものと扱っています。

第3 制限債権に対する管理人の異議

1 管理人は、これまでの調査期日において報告した「異議の方針」に沿って、別紙の一覧表に記載するとおり、異議(船主責任制限法第58条)を述べます。

2 最終的な届出債権及び異議を述べた総額は以下のとおりです。

なお、申立人からは、令和2年7月20日の調査期日において、全ての届出債権

について異議が述べられています。

制限債権参加届出件数	194件
届出をした制限債権者数	271名
届出された制限債権の総額	42億5365万9508円
管理人が異議を述べた債権の総額	4億0488万2579円

第4 今後の見通しについて

今後、異議が述べられた届出債権については、広島地方裁判所による査定の
手続が行われることとなります。

調査期日としては、本日をもって終了しますが、先の査定の結果を待って制限
債権額の確定をした上、配当の手続に移りたいと考えています。

引き続きご協力のほど宜しくお願いします。

以上